

郡山市告示第 209 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項で準用する同法第19条第 1 項の規定により、
県中都市計画地区計画（東宿再開発地区計画）を変更したので、第21条第 2 項で準用する同法第
20条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 18 日

郡山市長 椎 根 健 雄

- 1 都市計画を変更する土地の区域
郡山市字東宿、字柳内、字大名良及び大町二丁目の各一部の区域
- 2 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 3 縦覧場所及び縦覧時間
 - （１）場所 郡山市都市構想部都市政策課（郡山市役所本庁舎 3 階）
 - （２）時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する
市の休日を除く。）